

(出典)厚生労働省資料
障害支援区分に係る研修資料<認定調査員編>(第5版)
一部改変

障害支援区分に係る研修資料 《認定調査員編》

第5版

2022年3月



○認定調査員研修の目的

本資料では、以下の2点を達成することを目的としている。

- ① 「認定調査員マニュアル」の内容を理解し、認定調査の概要や、各認定調査項目の判断基準を理解する
- ② 事例を踏まえつつ、市町村審査会における審査判定を意識した特記事項の記載方法を理解する



- I 認定調査の概要
- II 認定調査項目の判断基準
- III 特記事項記載のポイント
- IV 障害支援区分の審査判定における認定調査の役割(厚生労働省作成映像)
- V 【実習】模擬認定調査

I 認定調査の概要

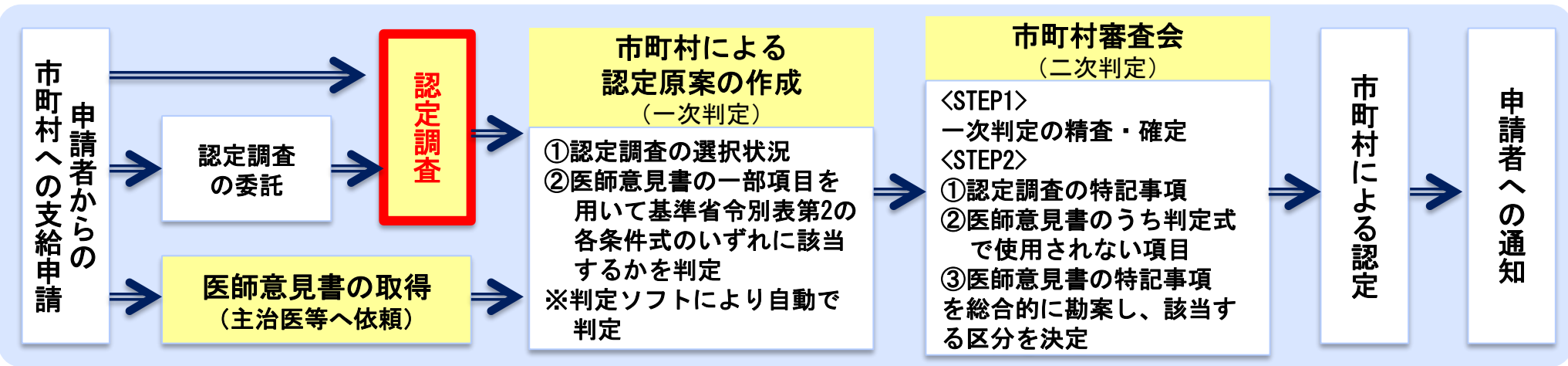
II 認定調査項目の判断基準

III 特記事項記載のポイント

IV 障害支援区分の審査判定における認定調査の役割(厚生労働省作成映像)

V 【実習】模擬認定調査

障害支援区分認定調査



○ 障害支援区分認定調査

障害支援区分の判定等のため、市町村の認定調査員が、申請のあった本人及び保護者等と面接をし、3障害(身体・知的・精神障害)及び難病等対象者共通の調査項目等について認定調査を行う。

併せてサービスの利用意向聴取を行うことも可能。

○ 概況調査

認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する。

※なお、市町村審査会では、本人の一般的な生活状況等の把握や、サービス利用について意見を付すために概況調査票を参照することはあるが、概況調査票の内容を理由として、障害支援区分の審査判定(一次判定の修正や二次判定)を行うことはできない。

調査票の概要

認定調査員
マニュアル
p.88～98

○ 認定調査票

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）
4. 行動障害に関連する項目（34項目）
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

○ 概況調査票

1. 調査実施者（記入者）
2. 調査対象者
3. 認定を受けている各種の障害等級等
4. 現在受けているサービスの状況（サービスの利用状況票）
5. 地域生活関連（外出の頻度、社会活動の参加状況、入所・入院歴等）
6. 就労関連（就労状況、就労経験及び就労希望の有無等）
7. 日中活動関連（活動の場所等）
8. 介護者（支援者）関連（介護者の有無やその健康状況等）
9. 居住関連（生活の場所や居住環境等）
10. その他

※なお、市町村審査会では、本人の一般的な生活状況等の把握や、サービス利用について意見を付すために概況調査票を参照することはあるが、**概況調査票の内容を理由として、障害支援区分の審査判定（一次判定の修正や二次判定）を行うことはできない。**



調査票の概要

○ 概況調査票（イメージ）

1. 調査実施者（記入者）

実施日	年 月 日	実施場所	自宅・自宅外（ ）
記入者	（氏名）	所属機関	調査時間

2. 調査対象者

対象者	（氏名）	男・女	生年月日 年齢	明・大・福・平 年 月 日生（歳）
現住所	〒 -	電話	-	-
家族等 連絡先	〒 - 氏名（ ）	電話	-	-

3. 認定を受けている各種の障害等級等（該当する項目に記載又は○をつけてください）

(1) 身体障害者等級	1級・2級・3級・4級・5級・6級				
(2) 身体障害の種類	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・その他（ ）				
(3) 療育手帳等級	最重度	○A	A1	1度	
	重度	A	A2	2度	
	中度	B	B1	3度	
	軽度	C	B2	4度	
(4) 精神障害者保健福祉手帳等級	1級・2級・3級				
(5) 難病等疾病名					
(6) 障害基礎年金等級	1級・2級				
(7) その他の障害年金等級	1級・2級・3級				
(8) 生活保護の受給	有（他人介護料有り）・有（他人介護料無し）・無				

4. 現在受けているサービスの状況（別紙「サービスの利用状況票」に記入してください）

5. 地域生活関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 外出の頻度（過去1ヶ月間の回数）	（ ）回程度			
(2) 社会活動の参加状況	（ ）			
(3) 過去2年間の入所歴の有無	（ ）			
□無 □有一入所期間	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）
	年 月～	年 月	施設の種類	（ ）
(4) 過去2年間の入院歴の有無	（ ）			
□無 □有一入院期間	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）
	年 月～	年 月	原因となった病名	（ ）
(5) その他				

6. 就労関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 就労状況	□一般就労	□パート・アルバイト
	□就労していない	□その他（ ）
(2) 就労経験の有無	一般就労やパート・アルバイトの経験 □無 □有	
	最近1年間の就労の経験 □無 □有	
	中断の有無 □無 □有	
(3) 就労希望の有無	□無 □有	
	具体的に	

7. 日中活動関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

主に活動している場所	□自宅 □施設 □病院 □その他（ ）
------------	---------------------

8. 介護者（支援者）関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 介護者（支援者）の有無	□無 □有
(2) 介護者（支援者）の健康状況等特記すべきこと	

9. 居住関連（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

(1) 生活の場所	□自宅（単身） □自宅（家族等と同居） □グループホーム
	□病院 □入所施設 □その他（ ）
(2) 居住環境	

10. その他（サービスの種類や量に関することを中心に記入してください）

--	--



障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危機の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	—	—	
4. 行動障害に関連する項目(34項目)				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	—
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

＝認定調査を実施する者＝

- 障害支援区分に係る認定調査については、市町村職員又は市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等であって、都道府県が行う障害支援区分認定調査員研修を修了した者（以下「認定調査員」という）が実施する。

障害支援区分における認定調査の委託要件（参考）

○認定調査については、市町村職員が行うこととしつつ、新規申請時の認定調査は、指定市町村事務受託法人及び一部の相談支援事業所にも委託が可能。

	障害支援区分
新規申請	<ul style="list-style-type: none">・市町村職員・他市町村（遠隔地に居所がある場合）・<u>指定市町村事務受託法人</u>・<u>市町村から障害者相談支援事業の委託を受けた指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所</u> <p>上記委託事業者については、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。</p>
更新申請	<ul style="list-style-type: none">・市町村職員・他市町村（遠隔地に居所がある場合）・<u>指定市町村事務受託法人</u>・<u>市町村から障害者相談支援事業の委託を受けた指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所</u>・<u>指定障害者支援施設等（※）</u> <p>※障害支援区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合のみ</p> <p>上記委託事業者については、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。</p>

（参照条文等）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第20条
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第9条
- ・地域生活支援事業等の実施について（H18.8.1 障発0801002）

＝認定調査員に求められる知識や技術＝

- ・ 認定調査員は**保健、医療、福祉に関する専門的な知識**を有している者が任命されることが望まれる。(認定調査の内容から)
- 認定調査は**全国一律の方法**によって、**公平公正で客観的かつ正確**に行われる必要がある。(認定調査の結果が障害支援区分の最も基本的な資料であることから)
- 認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて、特記事項に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で**必要な情報をわかりやすく記載する必要がある**。

○ 認定調査は、原則1回で実施する。

このため、認定調査員は、認定調査の方法や選択基準等を十分理解した上で、面接技術等の向上に努めなければならない。

認定調査員は、自ら調査した結果について、市町村審査会から要請があった場合には、再調査の実施や、照会に対する回答、市町村審査会への出席、審査対象者の状況等に関する意見等を求められることがある。

＝守秘義務＝

- 認定調査員は、過去にその職にあった者も含め、認定調査に関連して知り得た個人の秘密に関して守秘義務がある。

このことは、市町村から認定調査の委託を受けた認定調査員も同様である。

これに違反した場合は、公務員に課せられる罰則が適用されることになる。ここでいう「公務員に課せられる罰則」とは、地方公務員法では、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処すると規定されている。

（「地方公務員法」第34条第1項及び第60条第2号）

(1) 調査実施全般

- 原則：1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を終了すること。

【適切な認定調査が行えないと判断した時】

1回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等

➡ その場では認定調査は行わず、状況が安定した後再度調査日を設定し認定調査を行う。

(1) 調査実施全般 (続き)

- 入院後間もない等、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われ、障害福祉サービスの利用を見込めない場合
 - ➡ 必要に応じ、申請者に対して、「一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行う」よう説明する。
- 1回目の認定調査の際に、異なる認定調査員による再調査が不可欠と判断した場合に限り、2回目の認定調査を行う。
なお、認定調査を2回行った場合でも認定調査票は一式のみとし、主に調査を行った者を筆頭として調査実施者欄に記載する。

(2) 調査日時調整

- 認定調査員は、あらかじめ調査対象者や実際の介護者（支援者）等と調査実施日時を調整した上で認定調査を実施する。認定調査の依頼があった場合には出来るだけ早い時期に調査を行い、調査終了後は速やかに所定の書類を作成する。
- 家族等の支援者がいる在宅の調査対象者については、支援者が不在の日は避けるようにする。
やむを得ず支援者不在で調査を行った場合
➡ 特記事項に記載する。

(3) 調査場所の調整

- 認定調査員は、事前に調査対象者や支援者と調査実施場所を調整した上で認定調査を実施する。
認定調査の実施場所については、原則として日頃の状況を把握できる場所とする。
- 申請書に記載された住所は、必ずしも本人の生活の場とは限らず、記載された住所に居住していない場合等があるため、事前の確認が必要。

【病院や施設等で認定調査を実施する場合】

- ➡ 調査対象者の病室や居室等、通常過ごしている場所を確認し、病院や施設等と調整した上でプライバシーに配慮して実施する。

(4) 調査時の携行物品

- 認定調査員は、調査対象者を訪問する際には、**身分を証する物を携行し、訪問時に提示する**。また、調査項目の「3-1 視力」を確認するための**視力確認表**を持参する。

【障害支援区分認定調査 調査員証(参考様式)】

障害支援区分認定調査 調査員証

下記の者は障害支援区分認定調査員であることを証します。

氏名 支援 太郎

令和○年○月△日

□□□□市長 ◇◇ ◇◇

(5) 調査実施上の留意点

- 認定調査の実施にあたり、**調査目的の説明を必ず行う。**
- できるだけ、**調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行う**ように努める。必要に応じて、調査対象者、支援者から個別に聞き取る時間を設けるように工夫する。
- 独居者や施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、調査対象者の**日頃の状況を把握している者に立ち会いを求め**、できるだけ正確な調査を行うよう努める。

(5) 調査実施上の留意点 (続き)

- 調査対象者の心身の状況については、個別性があることから、例えば、視覚障害、聴覚障害等や**疾病の特性(スモンなど)等に配慮しつつ、判断基準に基づき**調査を行う。
- **特別なコミュニケーション手段**を用いなければ調査が適切に行えない場合は、市町村の担当者と相談し、**適切な専門職員の同行**を求める。

(6) 質問方法や順番等

- 声の聞こえやすさなどに配慮して、**調査場所を工夫する。**
- 調査対象者が**リラックス**して回答できるよう**十分時間をかける。**
- 優しく問いかけるなど、**相手に緊張感を与えない。**
- **丁寧な言葉遣い**や、聞き取りやすいように**明瞭な発音**に心がけ、**専門用語や略語**を使用しない。
- 調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が**答えやすい質問の導入や方法を工夫する。**

(6) 質問方法や順番等 (続き)

- 会話だけでなく、手話や筆談、直接触れる等の方法も必要に応じて用いる。しかし、この際に調査対象者や支援者に不愉快な思いを抱かせないように留意する。
- 調査対象者や支援者が適切な回答を行えるように、調査項目の内容をわかりやすく説明するなど、質問の仕方を工夫する。

(6) 質問方法や順番等 (続き)

○ 調査対象者の状況を実際に確認できるよう面接方法を工夫するなどしても、認定調査に応じない場合

➡ 市町村の**担当者**に相談をする。

○ 調査対象者が**正当な理由なし**に、認定調査に応じない場合

➡ 「**申請却下**」の処分となることがある。

(7) 調査項目の確認方法

- 危険がないと考えられれば、調査対象者本人に**実際に行為を行ってもらう**等、認定調査員が調査時に確認を行う。
対象者のそばに位置し、**安全に実施**してもらえよう配慮する。
危険が伴うと考えられる場合は、決して無理に試みない。
- 実際に行為を行ってもらえなかった場合
 - ➡ 選択をした根拠について、具体的な内容を「**特記事項**」に**必ず記載**する。

(8) 調査結果の確認

- 認定調査の結果で不明な点や選択に迷う点がある時
 - ➡ 調査対象者や支援者に**再度確認**する。
(調査内容の信頼性を確保するとともに、意思疎通がうまくいかなかったための誤りを修正が可能。)
- 「特記事項」の記入時の留意点
 - ✓ 認定調査項目と特記事項の記載内容に**矛盾がないか**。
 - ✓ 審査判定に**必要な情報を簡潔明瞭**に記載する。

(8) 調査結果の確認 (続き)

○調査の結果の事前確認

市町村審査会事務局職員は事前に認定調査の結果を確認する。

明らかかな誤りや不明な点が認められる場合

➡ 認定調査員に説明を求め、必要に応じて調査結果の変更や特記事項の加除修正を行う。

＝認定調査と医師意見書の結果の不一致＝

- 認定調査項目と医師意見書の記載内容とでは選択基準が異なるものもあるため、類似の設問であっても、両者の結果が一致しないこともあり得る。
- したがって、両者の単純な差異のみを理由に市町村審査会で一次判定の修正が行われることはない。

＝ 認定調査項目の選択根拠＝

- 認定調査項目の選択は、あくまで、後述の「Ⅲ 認定調査項目の判断基準」の各調査項目の定義等に基づいた選択を行うことが必要となる。
- また、認定調査項目と医師意見書の選択根拠が異なることにより、申請者の状況を多角的に見ることが可能になるという利点がある。

I 認定調査の概要

II 認定調査項目の判断基準

III 特記事項記載のポイント

IV 障害支援区分の審査判定における認定調査の役割(厚生労働省作成映像)

V 【実習】模擬認定調査

障害支援区分の基本原則

障害の程度（重さ） ≠ 必要とされる支援の量

○例えば…

①障害が重度で、入浴できず
清拭のみ行っている場合



②障害が軽度で、自分で入浴できるが、行為が不十分なため、
全面的に支援者等がやり直している場合



➡ ①も②も、支援の度合は「全面的な支援が必要」



認定調査項目の判断基準の原則

○ 障害支援区分はどこに住んでも平等に公平にサービスを利用できるようにするための指標

- 支給決定の透明化、明確化のために導入された経緯
- 日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいういわゆる「社会モデル」
- 障害者支援の基本理念は自らの生き方、暮らし方を選択し、実現できる「自己決定」「自己実現」



○ できたりできなかつたりする場合は「**できない状況**」に基づき判断する。

○ 慣れていない状況や初めての場所では「**できない場合**」を含めて判断する。

※介護保険制度の要介護認定

→時間や状況によって、できたりできなかつたりする場合は「より頻回に見られる状況」や「日頃の状況」に基づいて判断する。

認定調査項目の評価内容

○ 「障害支援区分」では、「障害程度区分」から、関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容(評価範囲)の見直しを実施。

身体介助 関係	<ol style="list-style-type: none">1. 支援が不要2. 見守り等の支援が必要3. 部分的な支援が必要4. 全面的な支援が必要	見守りや声かけ等の 支援によって行為・行動 ができる場合も評価
日常生活 関係	<ol style="list-style-type: none">1. 支援が不要2. 部分的な支援が必要3. 全面的な支援が必要	普段過ごしている環境 ではなく「自宅・単身の 生活」を想定して評価
行動障害 関係	<ol style="list-style-type: none">1. 支援が不要2. 稀に支援が必要3. 月に1回以上の支援が必要4. 集に1回以上の支援が必要5. ほぼ毎日(週に5日以上の) 支援が必要	行動上の障害が生じない ための支援や配慮、投薬 の頻度も含めて評価



調査項目群ごとの評価ポイント

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

→支援が必要かどうか

≒できるかどうか、出来ない場合必要な支援はどの程度か

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

→支援が必要かどうか

≒「一連の行為」ができるかどうか、出来ない場合必要な支援はどの程度か

3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

→見る・聞く・話す・理解することができるか（もしくは判断できないか）

4. 行動障害に関連する項目（34項目）

→支援が必要になる頻度

5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

→あるかないか。ただし、一部の項目は条件に注意

認定調査項目の判断基準

認定調査項目

共通事項

Q&A

(問) 本人が支援を拒否するため、本来であれば行うべき支援が行えていない場合は、「実際に行われている支援」ではなく、「本来行うべき支援」に基づく判断でよいのか。

(答) お見込みのとおり。
ただし、日常生活の状況や、「本来行うべき支援」に関して本人や家族等から聞き取った内容等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。

(問) 認定調査の留意点に「補装具等の福祉用具を使用している場合は、使用している状況に基づき判断する」とあるが、日常生活においては、常に福祉用具を使用しているため、何らかの支援がなくても自分で「調査項目に係る行為」ができる場合は、「1. 支援が不要」と判断するのか。

(答) 日常生活においては、常に使用可能な福祉用具であっても、日常生活とは異なる環境(慣れていない状況や初めての場所等)では使用できない福祉用具である場合など、「できない状況」がある場合には、その環境において必要とされる支援の内容を確認することで、「選択肢2~4」のいずれかを選択するとともに、日常生活の状況等を特記事項に記載する。

認定調査項目

共通事項

Q&A

(問) 普段は何らかの支援がなくても自分で「調査項目に係る行為」ができるものの、例えば、てんかん発作が生じた場合等は、調査対象者の「調査項目に係る行為」が中止(中断)するとともに、その発作に対する介助等が行われることとなる。

こういった場合、「調査項目に係る行為」は中止(中断)するものの、「調査項目に係る行為」自体に支援は不要であることから、「1. 支援が不要」と判断するのか。

(答) 「調査項目に係る行為」について、何らかの支援が必要かどうかを確認するという視点に誤りはないが、本事例においては、一律に「1. 支援が不要」を選択するのではなく、例えば、「調査項目に係る行為」の中で生じる「転倒発作に対する見守り等の支援」の必要性等についても確認するとともに、日常生活の状況や、てんかん発作の症状やその頻度等を特記事項に記載するよう、留意する必要がある。